平成２５年（フ）第２０１号
静岡市駿河区西島202―２、商業登記簿上の本店所在地静岡市駿河区小鹿1189番地の６
破産者　有限会社川嶋建設
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１７号
京都市下京区大宮通高辻下ル高辻大宮町102番地４
破産者　株式会社ダイワサービス
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
山口県大島郡周防大島町大字久賀4533番地
破産者　有限会社栄光電器
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第４５号
香川県さぬき市津田町津田18番地１
破産者　株式会社野中酵素風呂
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４７８号
千葉市花見川区千種町263番地１　コーポチグサ105
破産者　白地　　稔
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７９号
千葉市花見川区千種町263番地１　コーポチグサ105
破産者　白地美由紀
１　決定年月日　平成25年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２９号
新潟市秋葉区朝日30番地の９
破産者　有限会社遠藤工業所
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４８号
千葉市花見川区千種町256―９、住民票上の住所千葉市花見川区瑞穂２丁目１番地１ガーデンプラザ新検見川６番館1404号
破産者　橋本美知子（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５６９号
千葉市若葉区桜木北２丁目13番44号　アズ・オーパス203号
破産者　岩澤　昌廣
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４２号
千葉県市川市北国分４丁目24番６号
破産者　有限会社アゼリア
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７５６号
千葉県松戸市松戸1847番地
破産者　アイ・ディ・シー株式会社
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７５７号
千葉県流山市東初石１丁目66番地の32
破産者　小野　光雄
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７５８号
千葉県流山市東初石１丁目66番地の32
破産者　小野　順子
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８２号
千葉県松戸市松飛台中原316―３、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区文花１丁目６番１号
破産者　サンフロロ工業株式会社
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１８０号
千葉県流山市美原４丁目1213番地の６　鈴木マンションＡ―203、開始決定時の住所千葉県流山市前ケ崎719番地　南柏スカイハイツＡ―202
破産者　鈴木　賢治
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８０号
千葉県柏市豊平町６番12号
破産者　有限会社豊平建設
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８１号
千葉県柏市豊平町６番12号
破産者　山本日出男
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３１０号
千葉県流山市平和台４丁目1757番地の27
破産者　池田かほり
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６９号
千葉県野田市上花輪1490番地　ビレッジ小沢102
破産者　神田　次朗
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１号
神奈川県伊勢原市下落合621番12
破産者　大洋商事株式会社
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３７号
愛知県一宮市萩原町萩原字寺屋敷33番地
破産者　株式会社三隆社
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４９７号
北海道浦河郡浦河町字井寒台９番地の１
破産者　有限会社山岸電機商会
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部